

# 「就労選択支援」のご案内

一般の方用

## 就労選択支援とは？

「働きたいけど、どうすればいいかわからない」  
「将来、こんな働き方をしたい」  
「どんな働き方が自分に合っているのかわからない」

そんなときにサポートしてもらえる福祉サービスです

※就労選択支援とは・・・障害者本人が、就職先・働き方について、一般の事業所での雇用を含めたより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法により本人の希望、就労能力や適性等を評価し、障害者本人の選択を支援するサービスです。

## 対象者

### 就労を希望される方

※新たに就労継続支援B型を利用したい方は、原則として就労選択支援の利用が必要です。そのほか、現在就労移行支援や就労継続支援を使用している方も希望に応じて利用できます。

※令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型等を希望する方も、就労選択支援の利用が必要になります。

※就労選択支援を複数回利用する場合は、原則として1年程度の期間を空けてください。

## 支援の内容

1 働くことで困っていること、希望、考え方などについて、あなたやあなたのご家族と一緒に話し合います。

2 あなたが作業している様子を見ます。  
そして、得意なことやできることを探したり、あなたがやりたい仕事をするためにどうすればいいかを、一緒に考えます。

3 希望の働き方ができるためにどうすればいいか、あなたやあなたの家族、相談員、役所の人たちと話し合います。

4 話し合ったことをまとめて、わかりやすくお伝えします。  
また、これからの働き方や働くための準備、相談できる人についてもお知らせします。

## 利用の流れ

相 談

市役所福祉課、または相談支援事業所に相談します。

申 請  
調 査

市役所福祉課にサービスの申請をします。  
また、現況についての調査が行われます。

計画作成

相談支援事業所に相談し、利用計画の作成を依頼します。

会 議  
契 約

サービスを利用する前にサービス担当者会議を行います。  
就労選択支援事業所と契約します。

受給者証

サービスの支給が決まると交付されます。

サービ  
ス利  
用

就労選択支援事業所におおむね2週間通所し、実際に作業をしたり、お話を伺ったりしながら、就労選択支援員によるアセスメントを行います。

会 議

振り返りのケース会議(多機関連携会議)を行います。

結果共有

アセスメント結果を、本人及び保護者、関係機関(相談支援事業所・福祉課・学校や事業所等)と共有します。

就労系障害福祉サービス等利用  
サービス利用には申請や計画作成が必要です。

一般就労等

※アセスメント結果から得られた自分の強みや課題についての情報を、一般就労を含む進路選択のために活用しましょう。

問合せ先

西尾市福祉課障がい福祉担当

電 話 0563-65-2115 FAX 0563-56-0112

メ ー ル shogai@city.nishio.lg.jp